

議案第43号

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月4日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

国家公務員等旅費規程の一部改正に伴い、宿泊基準額の変更及び転居費の算定方法の見直しを図るため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第12条の3を次のように改める。

(転居費)

第12条の3 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合 複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額
 - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合 当該運送に要する額
 - (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合 当該運送に要する額。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額(この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。)
- 2 前項の規定により算定する場合には、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支

払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

第12条の5第1項第2号中「第12条の3第1項第1号又は第3号の規定に該当」を「赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第12条関係)

宿泊費

宿泊地の都道府県	基準額
東京都	21,000円
京都府	20,000円
千葉県、兵庫県、福岡県	17,000円
埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府	16,000円
北海道、香川県	15,000円
岡山県、広島県、熊本県	14,000円
山梨県、長野県、岐阜県、長崎県	13,000円
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県、沖縄県	12,000円
秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県	11,000円
岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県	10,000円
福島県、鳥取県、山口県	9,000円

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の瀬戸内市職員等の旅費に関する条例の規定(以下「改正後の規定」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(以下「旅費条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者(以下「旅行命令権者」という。)が同項に規定する旅行命令等(以下「旅行命令等」という。)を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職(以下「退職等」という。)した場合又は死亡した場合において旅費条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において同項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が旅費支給条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に旅費条例第3条第6項及び第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(転居費)</p> <p>第12条の3 <u>転居費は、赴任に伴う転居について支給するものとし、その額は、次に規定する額による。</u></p> <p>(1) <u>赴任の際同居する家族を転居する場合は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第3の定額による額(現実の転居の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合は、その現実の路程に応じた同表の定額による額)</u></p> <p>(2) <u>赴任の際同居する家族を転居しない場合は、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) <u>赴任の際同居する家族を転居しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に同居する家族を転居する場合は、前号に規定する額に相当する額(赴任の後同居する家族を転居するまでの間に更に赴任があった場合は、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額)</u></p> <p>2 <u>前項第3号の場合において、同居する家族を転居した際における転居費の定額が職員が赴任した際の転居費の定額と異なるときは、同号の額は、同居する家族を転居した際における転居費の定額を基礎として計算する。</u></p> <p>3 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない</u></p>	<p>(転居費)</p> <p>第12条の3 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、次に規定する額とする。</u></p> <p>(1) <u>運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択する場合 当該運送に要する額</u></p> <p>(2) <u>旅行役務提供者が家財の運送を行う場合 当該運送に要する額</u></p> <p>(3) <u>旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合 当該運送に要する額。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したのものとして取得した見積額を超えるときは、当該額(この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときには、この限りでない。)</u></p> <p>2 <u>前項の規定により算定する場合には、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。</u></p> <p>3 <u>職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定し</u></p>

事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(家族移転費)

第12条の5 家族移転費は、赴任に伴う同居する家族の転居について支給するものとし、その額は、次に規定する額による。

(1) 略

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第12条の3第1項第1号又は第3号の規定に該当

する場合には、同居する家族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後同居する家族を転居するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることはできない。

2及び3 略

別表第2(第12条関係)

宿泊費

宿泊地の都道府県	基準額
埼玉県、東京都、京都府	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円

た転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(家族移転費)

第12条の5 家族移転費は、赴任に伴う同居する家族の転居について支給するものとし、その額は、次に規定する額による。

(1) 略

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同居する家族の旧居住地から新居住地までの旅行について同号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後同居する家族を転居するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることはできない。

2及び3 略

別表第2(第12条関係)

宿泊費

宿泊地の都道府県	基準額
東京都	21,000円
京都府	20,000円
千葉県、兵庫県、福岡県	17,000円
埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府	16,000円

香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

北海道、香川県	15,000円
岡山県、広島県、熊本県	14,000円
山梨県、長野県、岐阜県、長崎県	13,000円
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県、沖縄県	12,000円
秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県	11,000円
岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県	10,000円
福島県、鳥取県、山口県	9,000円

別表第3(第12条の3関係)

転居費

区分	鉄道100キロメートル以上	鉄道300キロメートル以上	鉄道500キロメートル以上	鉄道1,000キロメートル以上
	300キロメートル未満	500キロメートル未満	1,000キロメートル未満	1,500キロメートル未満
部長級の職務にある者	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円
課長級及び課長補佐級の職務にある者	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円
係長級以下	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円

の職務にあ る者				
-------------	--	--	--	--

備考 路程の計算については、水路及び陸路(鉄道を除く。)4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。